

富山県済生会富山病院 安否確認システム導入に係る仕様書

1. 業務の目的

本業務は、非常時に富山県済生会富山病院職員（以下「職員」という）、その家族の安否確認及び応急対応体制の連絡等を迅速かつ容易に行うために、自動メール配信機能、一斉メール配信機能及び自動集計機能がついたシステムを利用したサービス（以下「安否確認等サービス」という）の提供を受け、安否確認等を迅速かつ確実に行うことを目的とする。

2. 契約期間

令和7年8月1日～令和8年7月31日まで（予定）

3. 業務上限額

560,000円（消費税等含む）

内訳 初期導入費用：200,000円

月額使用料：30,000円×12ヵ月

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、業務の規模を示すものである。

4. 業務内容

- ・災害拠点病院として備えるべき緊急連絡の手段と地震発生時の安否確認の自動発信を効率的に行うことが可能なシステムを提供すること。
- ・上記システムの導入に際して、当院のシステム管理責任者及びシステム管理者に必要な取り扱い説明、教育支援を行い円滑に使用できる状態にすること。
- ・当院で実施する安否確認訓練のサポートを行うこと。
- ・契約期間内において当院および当院職員が常時利用できるよう適切にシステム管理を行うこと。

5. 職員情報の登録

- （1）応募者は、職員自らが携帯電話（スマートフォンを含む）メールアドレス等を登録できるシステムを用意すること。
- （2）システムへの職員情報の登録、変更及び削除は当院のシステム管理責任者及びシステム管理者がCSVファイルのアップロードにより一括で行うことができること。
- （3）職員情報は任意で設定したグループに分類できること。

6. 安否確認等の方法

- （1）応募者は、震度5強以上の地震が発生した場合に自動的に登録した職員の携帯電話

- メールアドレス等に安否確認メールを一斉配信することとする。
- (2) 地震以外の自然災害等が発生した場合においても任意でシステムに登録した職員の携帯電話メールアドレス等へ安否確認メールを一斉配信できること。
 - (3) 安否確認メールを受けた職員が携帯電話メールの返信又はウェブサイト、アプリケーション等の操作により安否状況等の報告を行えること。
 - (4) システムから職員の携帯電話メールアドレス等に自動送信された安否確認メールが携帯電話会社（キャリア）の基地局の電波が受診できないこと等により遅延した場合に、職員がユーザーID/パスワードの認証コードを入力せず自主的に安否の状況を報告することができること。
 - (5) 上記（3）、（4）による職員からの報告はリアルタイムに自動集計され、システム管理者が Web サイトにおいて確認・集計を行うことができること。
 - (6) スマートフォン向けに特化した報告画面、集計画面を提供すること。

7. 職員の安否登録方法

- (1) 職員からの安否状況等については、以下例示の設問と同程度の情報の登録ができること。
地震の場合（例）
 - 本人の安否：「安全」、「軽傷」、「重傷」など
 - 出勤の可否：「出勤可能」、「出勤不可能」、「出勤済み」など
 - 家族の安否：「全員無事」、「負傷者あり」、「不明」など
 - 家屋の状態：「無事」、「一部損壊」、「全壊」など
 - コメント：必要に応じて職員が入力可能なこと
- (2) 自動的に送信されるメール以外の設問項目及び回答は任意の内容に変更できること。
- (3) 安否の登録方法は携帯電話メールアドレス、専用アプリケーションなど複数の方法に対応していること。
- (4) 国内でサービスを提供している携帯電話各社の通信方式すべてに対応していること。

8. システム管理責任者及びシステム管理者の機能

- (1) システム管理責任者は、以下（3）～（12）の全項目の操作を行うことができることとする。
- (2) システム管理者は、以下（3）～（12）の全項目のいずれかの操作を行うことができることとし、その操作権限はシステム管理責任者が設定することとする。
- (3) Web サイトにおいてメッセージの送信、職員からの回答状況の確認・集計が可能であること。

- (4) 上記(3)の回答状況の確認集計結果のデータを CSV ファイルにより出力可能なこと。
- (5) 送信のリトライ回数・間隔の設定が可能なこと。
- (6) 簡易な操作により安否確認が返信されていない職員に対して、再度メールの送信ができること。
- (7) 災害等により非常時以外にもメール送受信が行えること。
- (8) 訓練などの利用時にメール送信の予約の時間設定が可能であること。
- (9) メール送信の対象者は任意に設定するグループ、個人宛に送信できること。
- (10) 連絡先の未登録職員及び無効アドレスを抽出できる機能を有すること。
- (11) Web サイトから組織情報、職員情報をメンテナンスできること。また、CSV ファイルのアップロードにより一括で登録、変更、削除が可能であり職員が登録した個人情報(携帯電話メールアドレス等)はシステム管理責任者・システム管理者であっても変更できない仕様とすること。
- (12) メール送受信及び回答状況の確認、個人情報のメンテナンスにおけるデータの送受信は暗号化するなど秘匿性の高い方法を用いること。

9. 保守管理

- (1) システムは 24 時間 365 日運用可能な体制であること。
- (2) 故障等の問い合わせを受付可能なコールセンター等を運用していること。

10. セキュリティ対策

- (1) 情報漏洩対策として安否確認の集計データ等はサーバー側にデータを蓄積させ、システム管理者から参照するものとする。
- (2) 個人の携帯電話メールアドレス等など個人情報を登録する場合には、サーバーとブラウザ間の通信は暗号化したものであること。
- (3) 職員がシステムログインの際にパスワードの入力を一定回数ミスした場合、ログインできないようシステムロックが掛かること。
- (4) 業務終了後に本業務に係る全ての入力データ等を復元できないよう消去すること。

11. 個人情報の取り扱い

- (1) 個人情報を取り扱うに際し個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針、その他規範を遵守すること。
- (2) 個人情報の安全管理措置を講じ、個人情報へのアクセスまたは個人情報の漏洩、滅失もしくは毀損の防止に努めること。
- (3) システム上での個人情報の登録内容の閲覧は、ユーザーID/パスワード等の入力が必要とし、本人しかできないものとする(ベンダー、システム管理責任者及びシス

テム管理者でも閲覧することはできないものとする)。